

食料安全保障をめぐる情勢について

令和4年7月

農林水産省

我が国の食料の安定供給の確保の考え方

- 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料需給等に不安定な要素が存在していることを考慮し、**国内の農業生産の増大を図ることを基本**とし、これと**輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保**。
- また、世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症の発生による輸入や人の移動の一時的な停滞等、我が国の食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化しつつあり、自然災害や輸送障害等の一時的・短期的に発生するリスクも常に存在。
このため、不測の事態に備え、平素から**食料供給に係るリスクの分析・評価**を行うとともに、我が国の**食料の安定供給への影響を軽減するための対応策を検討、実施**することにより、**総合的な食料安全保障を確立**。

(1) 食料安全保障の確立に向けた取組

① 国内の農業生産の増大

- ・ 担い手の確保や農地の集積・集約化
- ・ スマート農業による生産性向上
- ・ 国産農産物の増産や国産への切替え
- ・ 輸出拡大にも対応した畜産物、果実等の増産
- ・ 食育や地産地消の推進

等



② 輸入穀物等の安定供給の確保

- ・ 輸入相手国との良好な関係の維持・強化
- ・ 関連情報の収集・分析、定期的な情報発信

等



③ 備蓄の適切な運営

- ・ 米、小麦及び飼料穀物の備蓄の適切な運営

等

(2) 不測時に備えた食料安全保障

- リスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、どう変化するか等について定期的に検証
- 主要な不測の事態を想定した具体的な対応手順を検証

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（食料の安定供給の確保）

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

（不測時における食料安全保障）

第十九条 国は、第二条第四項に規定する場合において、国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

第3 1.（5）食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立

国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保する必要がある。

また、凶作、輸入の途絶等の不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限必要とする食料の供給の確保を図る必要がある。

緊急事態食料安全保障指針

○ 農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針（以下「指針」という。）」（平成24年9月農林水産省決定）を策定。 ※下線部分は令和3年7月1日改正

○食料安全保障対策の概要

平素からの取組

- ・ 食料自給力の維持向上
- ・ 適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保
- ・ 国内外の食料供給に関する情報の収集・分析・提供
- ・ 平素からの効率的な情報収集・発信のための省内体制を強化
- ・ 早期の警戒監視の強化
- ・ 早期注意段階を新設し、情報の収集・分析の強化と、関連業界、消費者への的確な情報発信等を実施
- ・ 事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・ 備蓄の活用と輸入の確保
- ・ 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・ 食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・ 緊急の増産（国民生活安定緊急措置法）
- ・ 生産資材（種子・種苗、肥料、農薬）の確保（国民生活安定緊急措置法など）
- ・ 買い占めの是正など適正な流通の確保（買い占め等防止法など）
- ・ 標準価格の設定などの価格の規制（国民生活安定緊急措置法）

レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・ 熱量効率が高い作物などへの生産の転換
- ・ 既存農地以外の土地の利用
- ・ 食料の割当て・配給及び物価統制（物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法）
- ・ 石油の供給の確保（石油需給適正化法）

○食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

（1）国内における要因

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①大規模自然災害や異常気象 | ④食品の安全に関する事件・事故 |
| ②感染症の流行 | ⑤食品等のサプライチェーンの寸断 |
| ③家畜・水産動物の伝染性疾患や植物病害虫 | ⑥地球温暖化等の気候変動 |

（2）海外における要因

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ①大規模自然災害や異常気象 | ⑩石油等の燃料の供給不足 |
| ②感染症の流行 | ⑪地球温暖化等の気候変動 |
| ③家畜・水産動物の伝染性疾患や植物病害虫 | ⑫肥料（養殖用飼料）需給のひっ迫 |
| ④食品の安全に関する事件・事故 | ⑬遺伝資源の入手困難 |
| ⑤港湾等での輸送障害 | ⑭水需給のひっ迫 |
| ⑥輸出国等における紛争、政情不安、テロ | ⑮単収の伸び率の鈍化 |
| ⑦輸出国における輸出規制 | ⑯水産資源の変動 |
| ⑧輸出国一輸入国間等の貿易上の障害の発生（貿易摩擦） | ⑰人口増加に伴う食料需要増加 |
| ⑨為替変動 | ⑱バイオ燃料向け需要の増加 |
| | ⑲新興国との輸入の競合 |

○不測の事態に対する体制

食料安全保障室

- ・ レベル0以降の事態が発生又は当該事態に発展するおそれがあるとの判断
- ・ 食料供給に関する対策検討チームを開催

農林水産省対策本部

（本部長：大臣、本部長代理：副大臣、副本部長：大臣政務官）

- ・ 不測時のレベルについて判断
- ・ 農林水産省が実施すべき対策の協議・決定
- ・ 政府対策本部の設置要請

政府対策本部

- ・ 不測の事態のレベルの判定
- ・ 政府一体となって取り組むべき対策を決定

カロリーベースと生産額ベースの食料自給率

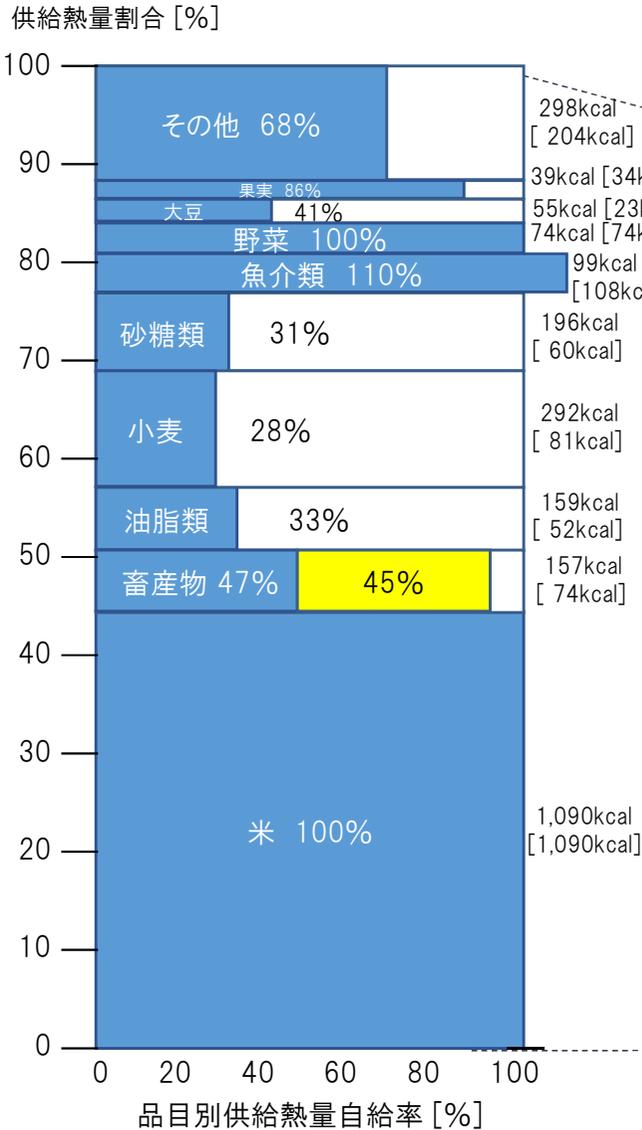
凡例

輸入部分

輸入飼料部分
(自給としてカウントせず)

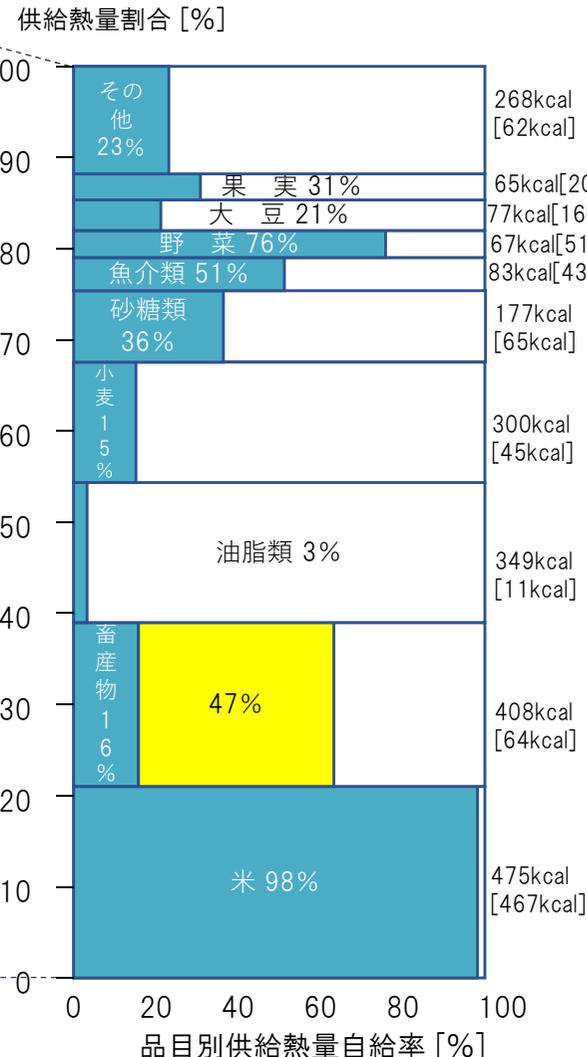
自給部分

供給熱量 2,459kcal / 人・日
[国産供給熱量 1,799kcal / 人・日]



【昭和40年度】
(カロリーベース食料自給率 73%)

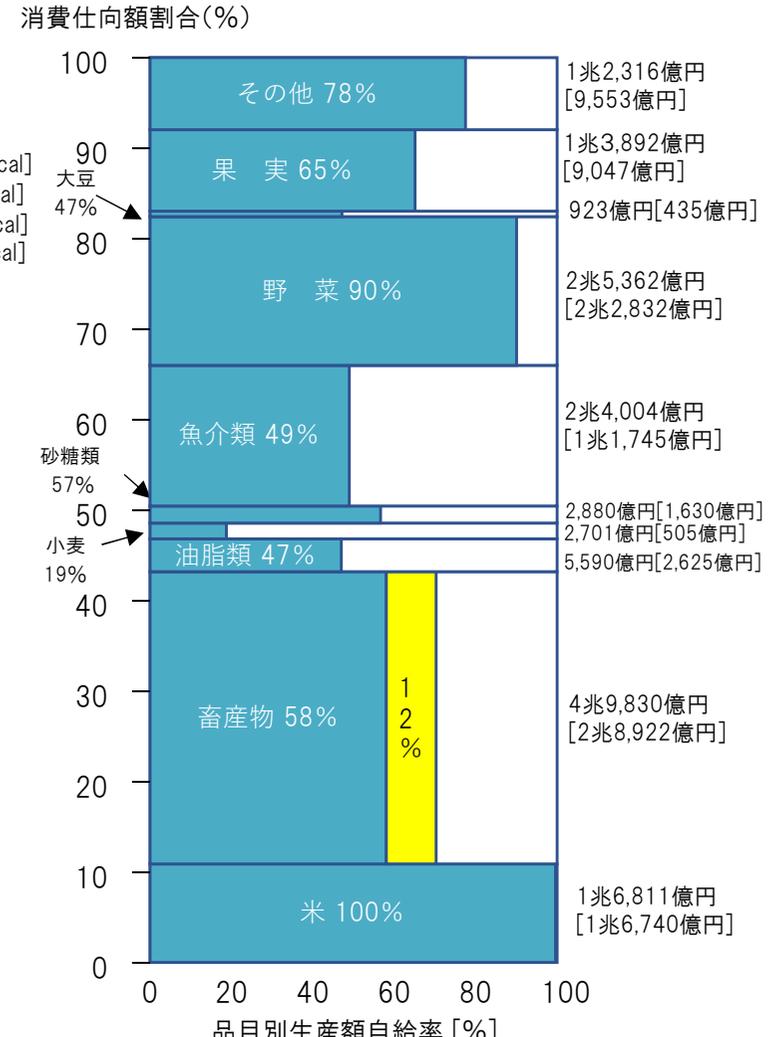
供給熱量 2,269kcal / 人・日
[国産供給熱量 843kcal / 人・日]



【令和2年度】
(カロリーベース食料自給率 37%)

(参考)

国内消費仕向額合計 15兆4,308億円
[国内生産額合計 10兆4,032億円]



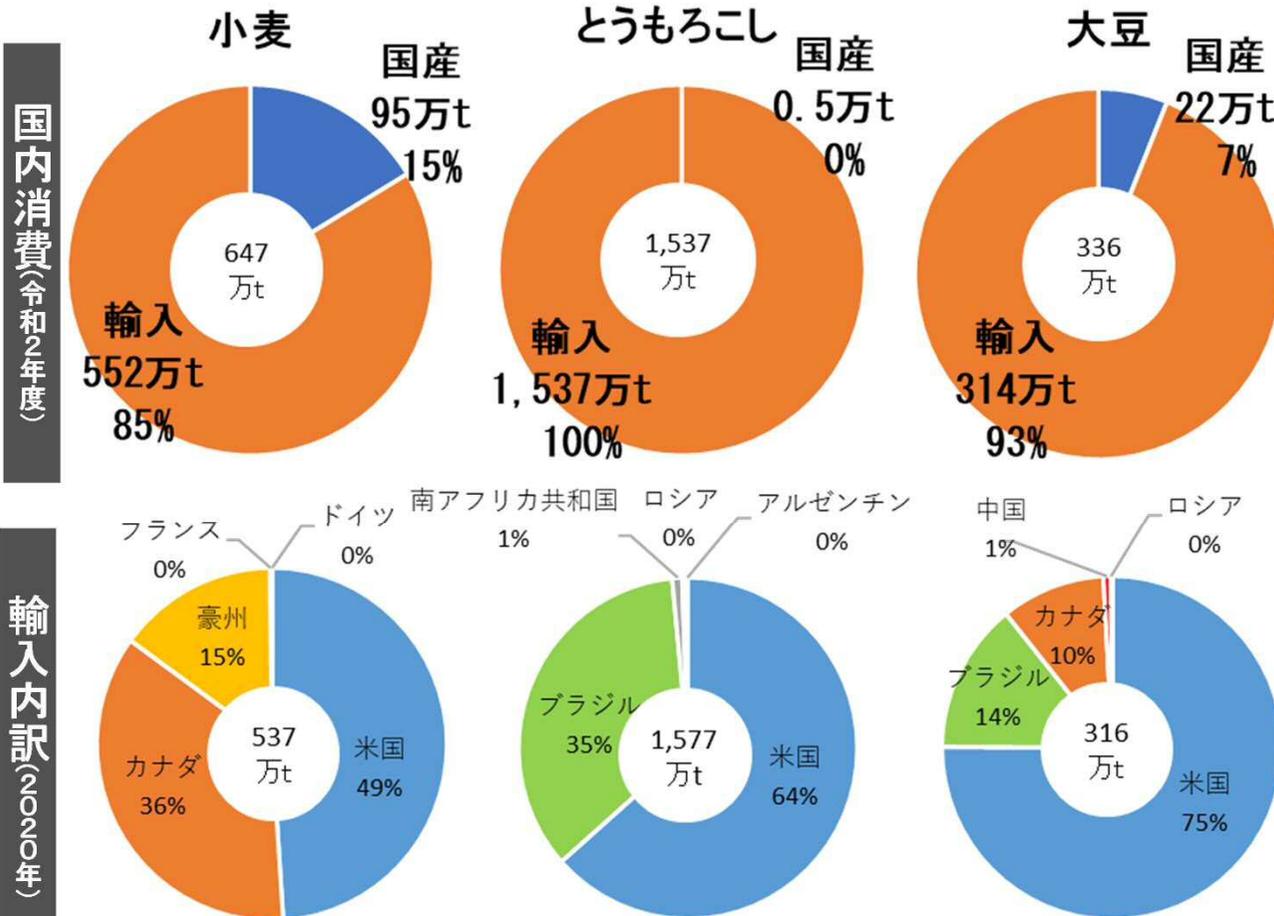
【令和2年度】
(生産額ベース食料自給率 67%)

我が国における主要穀物等の安定的な輸入、備蓄

○ 国内生産では国内需要を満たすことができない品目は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入や備蓄を通じて、国内への安定供給を図っている。

□ 我が国の品目別輸入状況

□ 我が国の農産物備蓄等の状況



品目	概要
米	政府備蓄米の適正備蓄水準は100万トン程度
食糧用小麦	国全体として外国産食糧用小麦の需要量の2.3ヶ月分
飼料穀物	飼料用とうもろこし等を100万トン程度

注1：主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆は油糧用である。

注2：国内消費は、農林水産省「食料需給表」（令和2年度）、国産とうもろこし（飼料用のみ）の値は農林水産省調べ（令和2年産）。

輸入内訳は、財務省「貿易統計」（2020年）を基に農林水産省にて作成。

注3：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

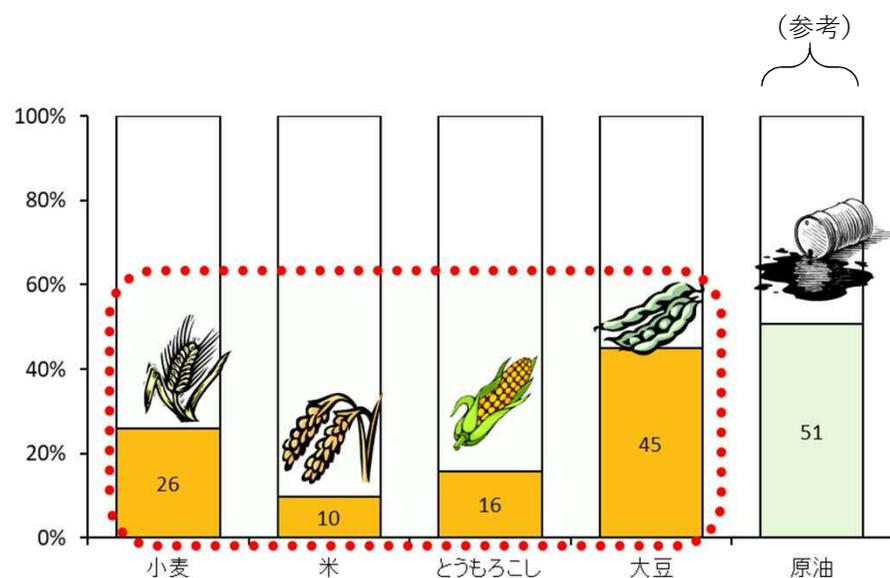
注4：単純化のため輸出、在庫分は捨象し、国内消費＝国内生産＋輸入と仮定。

注5：国内消費における国産、輸入については、食料自給率算定方法に従い、加工品も原料換算して含めた（例：ビスケットに含まれる小麦分を小麦としてカウント）値としている一方、輸入内訳については、加工品の原料分は含まない値である。

世界の穀物等の輸出

- 農産物は、生産量に占める輸出量の割合が比較的 low、多くを自国の食料として消費。
- 小麦、とうもろこし、大豆は、主要生産国で世界総輸出量の約 8～9 割を占める。
- 小麦、とうもろこしは主要輸出国が多様化しているが、大豆はブラジル・米国の 2 か国が大半を占める。

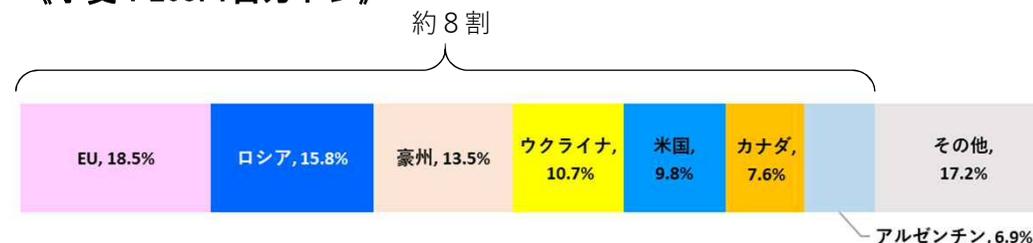
□ 主な農産物の貿易率



資料：米国農務省「PS&D」(2020/21の数値)、BP「Statistical Review of World Energy 2021」(2020年の数値)を基に農林水産省で作成。
注：貿易率＝輸出量／生産量×100

□ 2021/22年度の世界の穀物等の輸出国の内訳・割合

《小麦：203.1百万トン》



《とうもろこし：199.9百万トン》



《大豆：158.6百万トン》



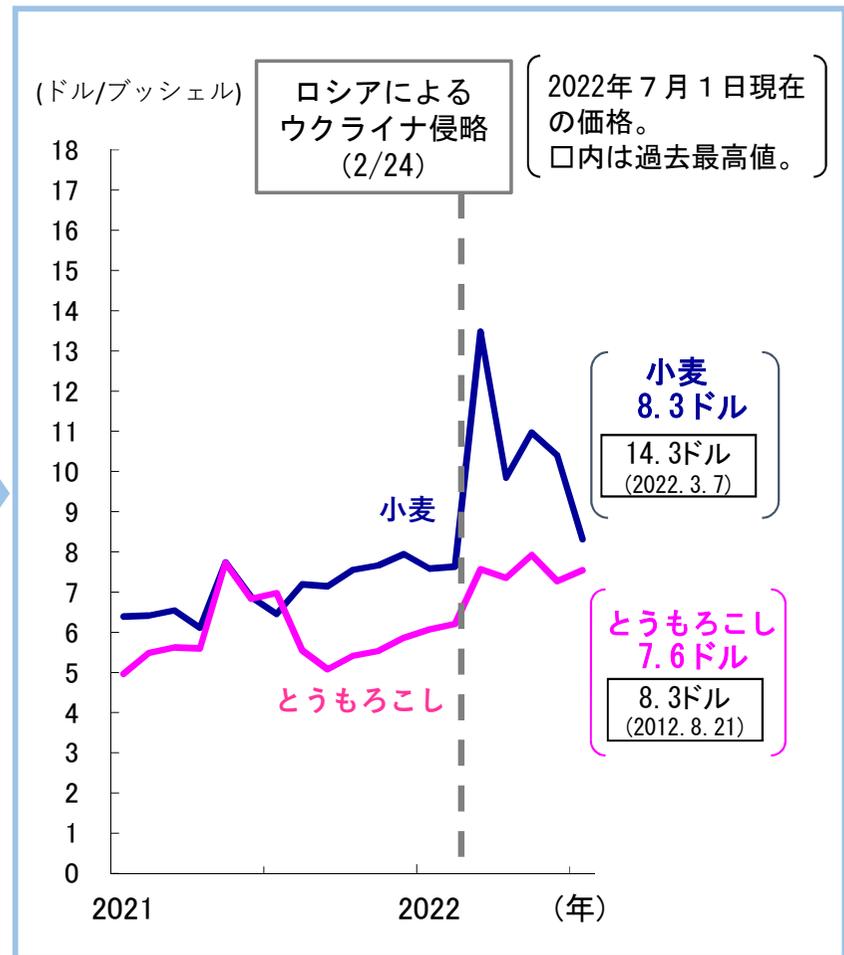
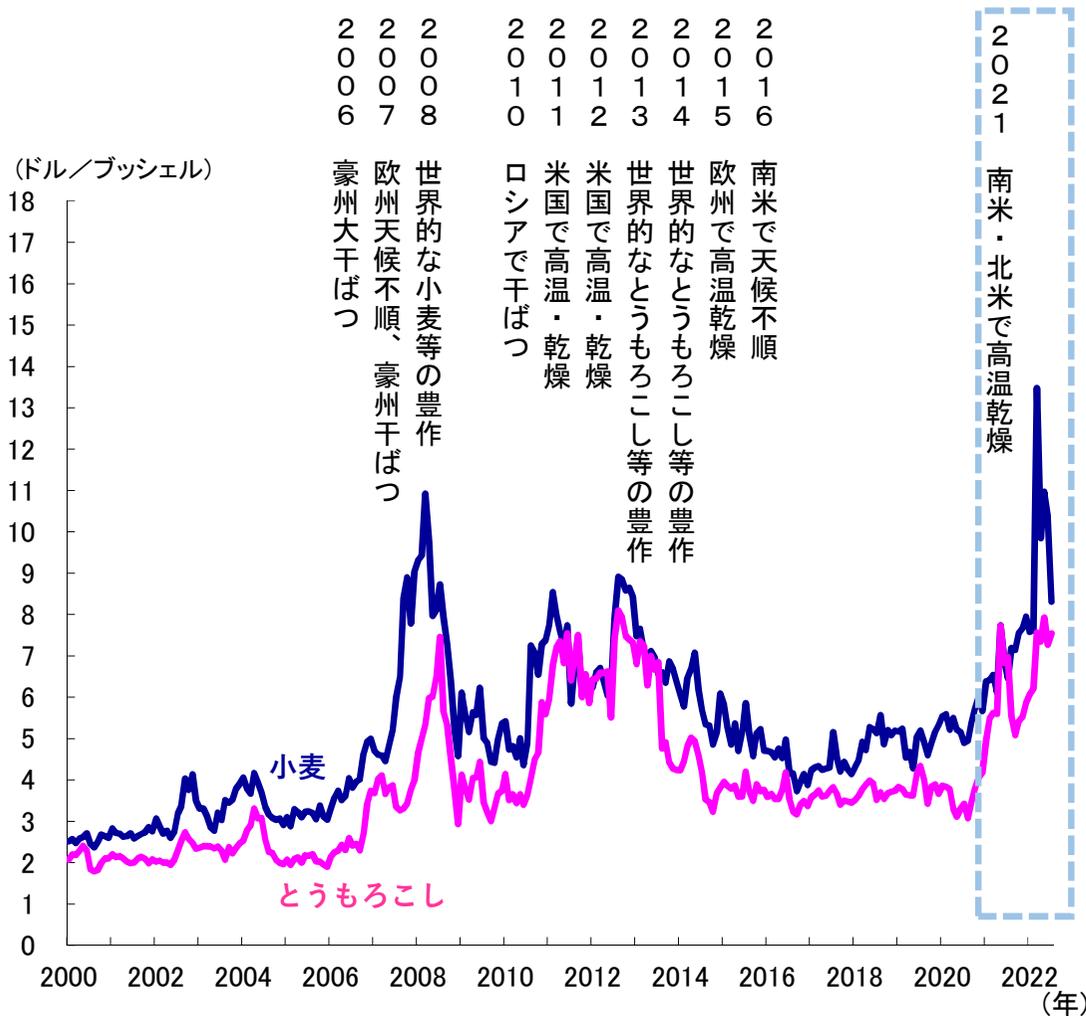
《コメ：51.3百万トン》



資料：USDA「Production, Supply and Distribution」(2022.3.9)を基に農林水産省で作成

小麦、とうもろこしの国際価格の推移

- 穀物等の国際相場は、2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加（2020年度は2004年度の5倍に増加）、2021年の北米北部の高温乾燥等により上昇。
- 2022年に入り、ウクライナ情勢が緊迫化する中、さらに上昇。特に、小麦についてはシカゴ相場で史上最高値を更新するなど、穀物の国際相場は高い水準で推移している。



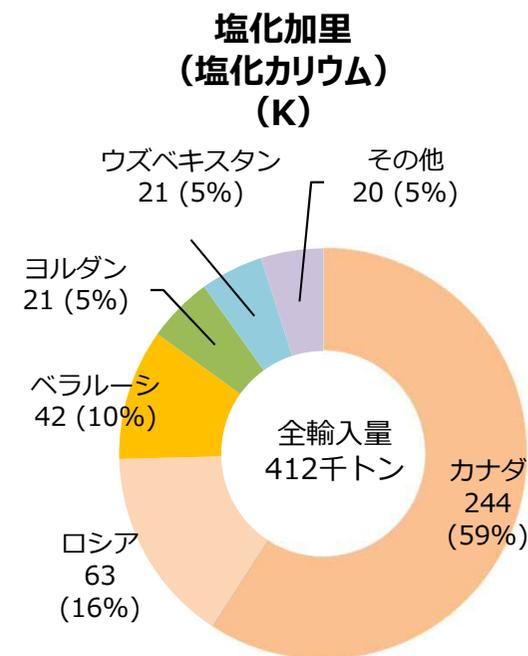
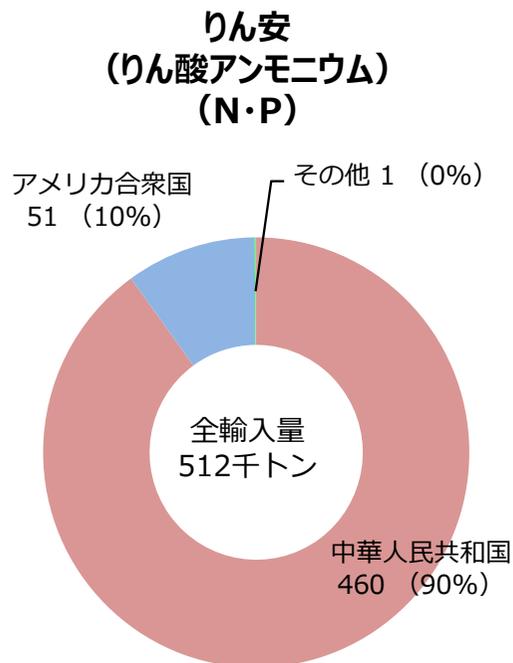
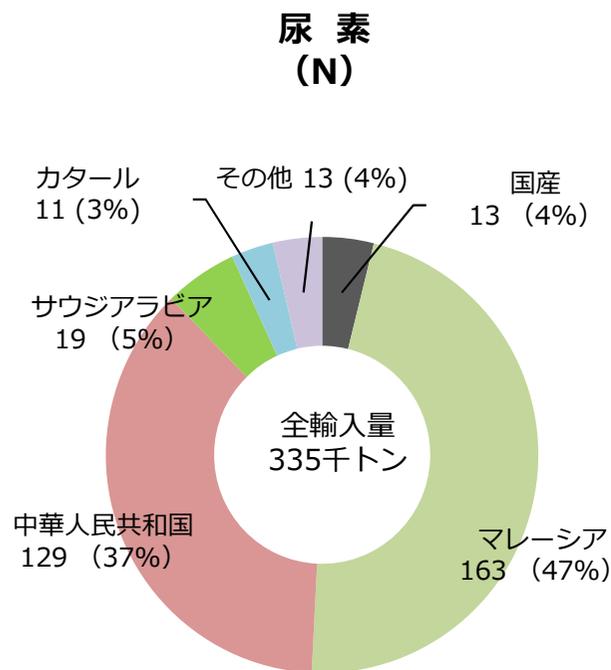
注1：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。

注2：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

注3：ヤード・ポンド法に基づく体積の単位であり、1ブッシェルは小麦は約27kg、とうもろこしは約25kg。

肥料原料について①（我が国の輸入実績）

- 肥料の三要素は、窒素（N）・りん酸（P）・加里（K）。これらは農産物の生育には不可欠な要素であり、肥料として農地に施用される。
- 肥料原料としては、窒素（N）は尿素とりん安、りん酸（P）はりん安、加里（K）は塩化加里が使用される。これらは、原油や天然ガス、りん鉱石、加里鉱石といった天然資源を原材料として製造される。
- これらの天然資源が特定の地域に偏在していること等から、尿素・りん安・塩化加里のいずれも輸入に依存。

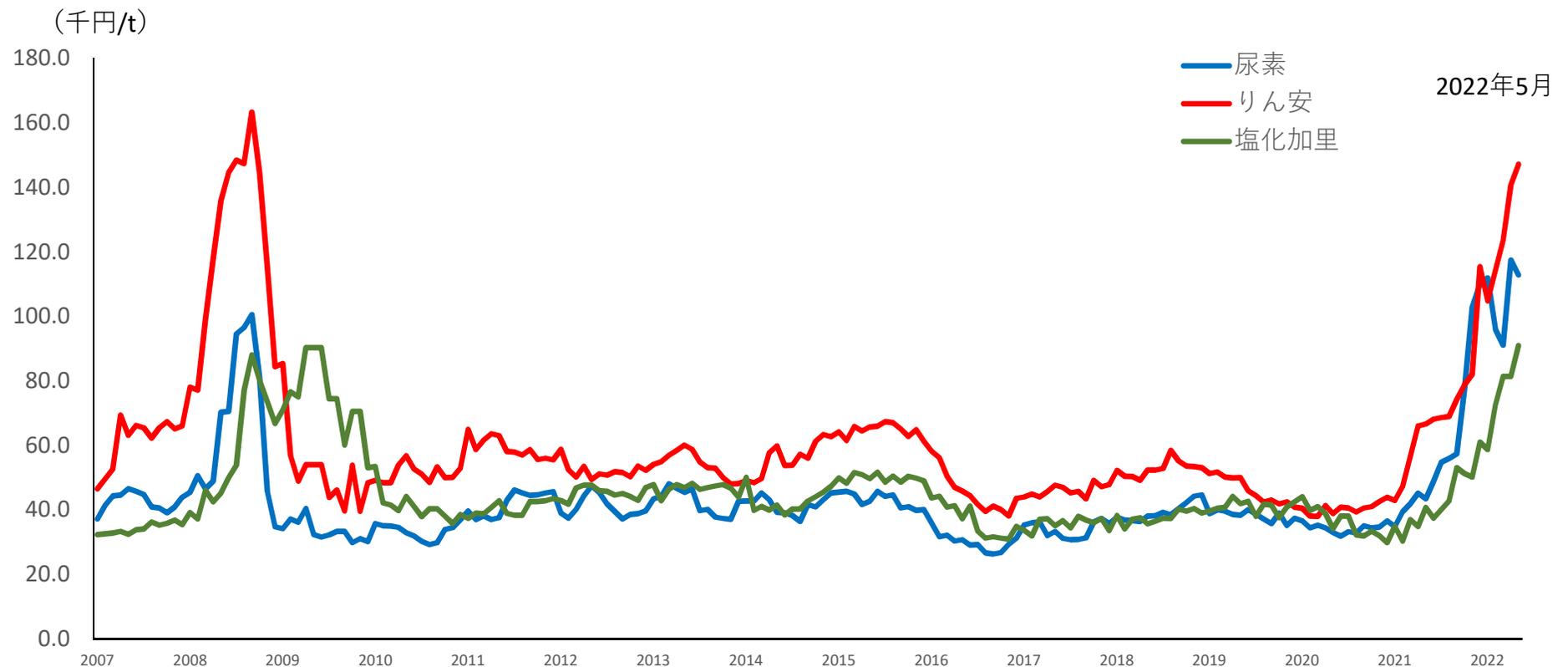


※ 資料：財務省「貿易統計」等を基に作成（令和2年7月～令和3年6月）

肥料原料について②（国際価格の推移）

○ 昨年半ばより、穀物需要の増加や原油・天然ガスの価格の上昇等に伴い、化学肥料原料の国際価格が高騰。

○ 肥料原料の輸入国際価格の動向



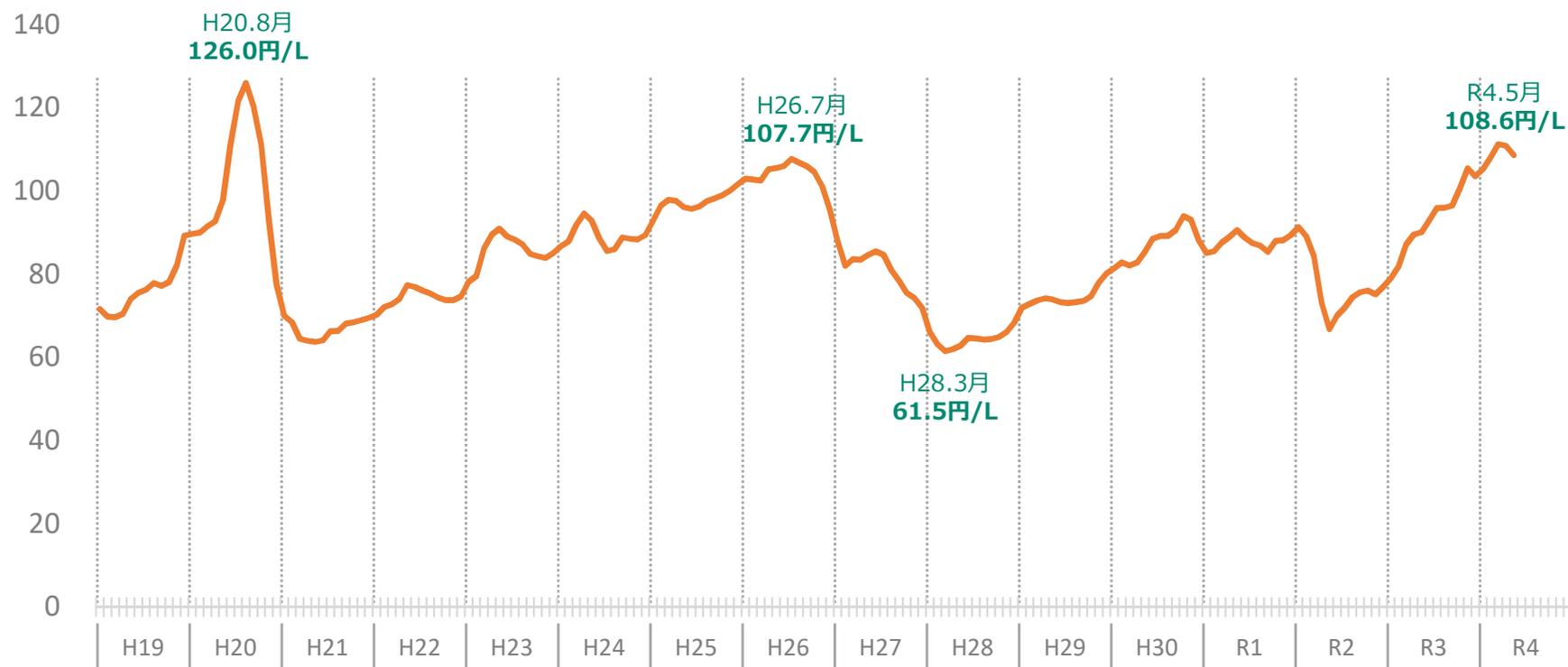
※ 農林水産省調べ
財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。
ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

燃料について（A重油の価格推移）

- 燃油価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。

A重油の価格推移

(単位：円/L)

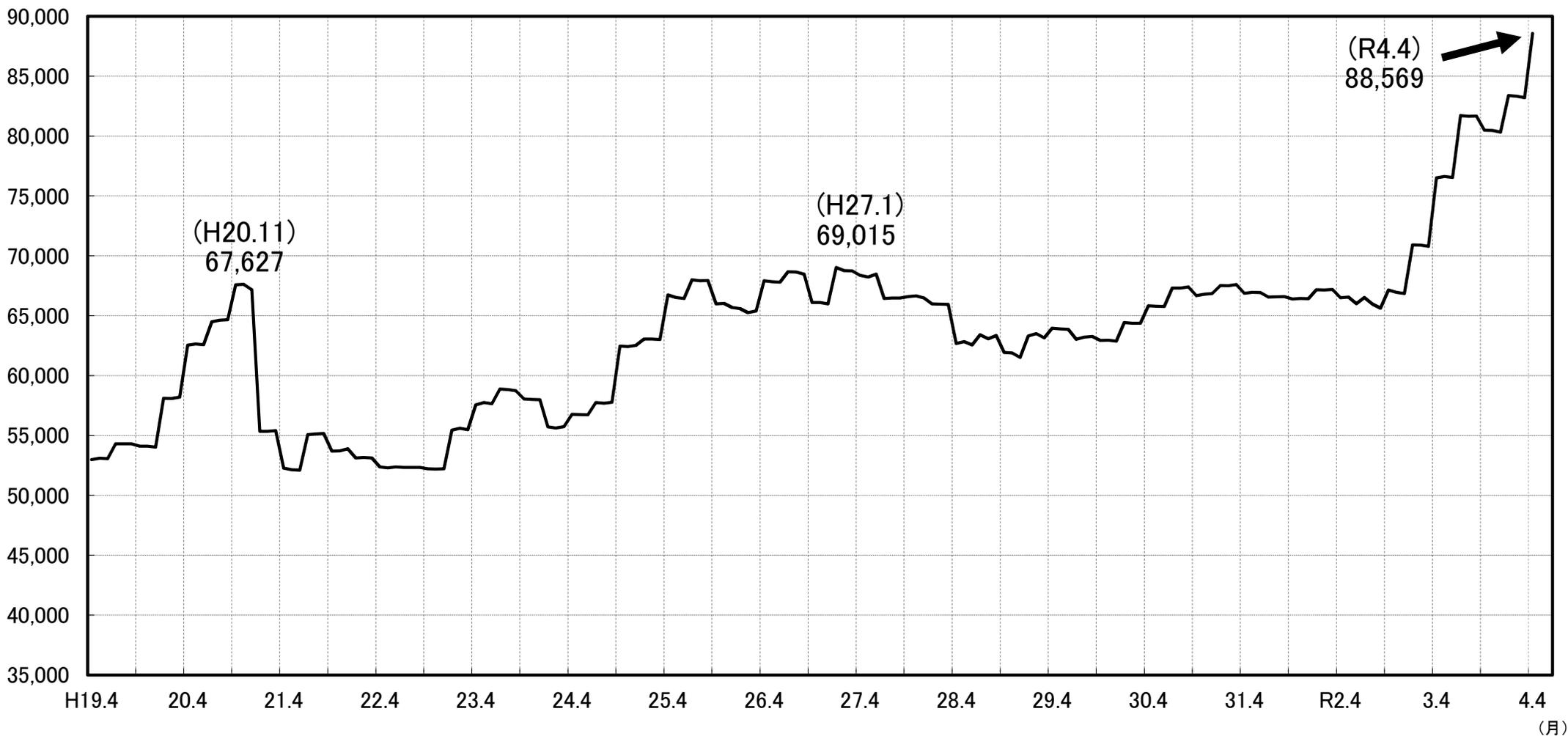


資料：農林水産省「農業物価統計調査」

飼料について（配合飼料工場渡価格の推移）

- 配合飼料の主な原料であるとうもろこしの国際価格は、令和2年度に中国における需要増加や主要な産地の作況悪化懸念等により上昇。その後、天候の懸念の後退等から価格が下降したものの、ウクライナ情勢を受けて再び上昇。
- 加えて、他の配合飼料原料や海上運賃、為替相場の影響により、配合飼料価格は上昇傾向で推移。

(円/トン)



資料：（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」

原油価格・物価高騰等総合緊急対策（農林水産関係）

（令和4年4月26日 原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議）

令和4年度予備費 751億円

- (1) 肥料の安定調達・価格高騰対策
 - ① 化学肥料原料調達支援緊急対策事業 100億円
肥料製造事業者が本年秋までに調達を要する
主要な肥料原料について、代替国からの調達等を支援
 - ② 肥料コスト低減体系緊急転換事業 運用改善
慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を
進める取組として、土壌診断や肥料コスト低減に
資する技術の導入等を支援
- (2) 飼料の価格高騰対策
 - ① 配合飼料価格高騰緊急対策事業 435億円
とうもろこし等の飼料原料価格の上昇等による
配合飼料価格の高騰に対し、生産者への補填金
交付を着実に実施
 - ② 飼料穀物備蓄・流通合理化事業 運用改善
民間団体等が行う粗飼料広域流通の効率化に資する
取組として国産粗飼料の広域流通のモデル的な取組の
実証等を支援
- (3) 食品原材料の価格高騰対策
 - ① 輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業 100億円
国産小麦・米粉等への原材料の切替、価格転嫁に見合う
付加価値の高い商品への転換や生産方法の高度化による
原材料コストの抑制等を支援するほか、米の消費促進等に
資する情報発信を実施
 - ② 国産小麦供給体制整備緊急対策事業 25億円
国産小麦等の生産拡大や団地化・機械導入等による
生産性の向上に向けた産地の取組等を支援
- (4) 国産材への転換対策
 - ① 国産材転換支援緊急対策事業 40億円
国産材製品の緊急的な増産のための輸送費等や、国産材
製品への転換のための建築物の設計・施工方法の導入・
普及を支援
- (5) 水産関係対策
 - ① 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業 50億円
ウクライナ情勢により安定供給に支障が生じている
原材料水産物を使用している水産加工業者に対し、
代替原材料の調達に伴う輸送、販路開拓、原材料転換に
必要な加工機器導入等の取組を支援
 - ② 日ロ漁業協定関係漁業者対策事業
ロシアとの間の漁業協定に基づく操業に不確実性が
高まっている状況を踏まえ、関係漁業者への支援を
機動的に実施
- (6) 金融支援対策
 - ① 農林漁業者に対する金融支援対策 運用改善
農林漁業者の経営継続に必要な農林漁業セーフティネット
資金等の実質無利子化・無担保化等を措置
- (7) 孤独・孤立対策等
 - ① フードバンク活動強化緊急対策事業 1億円
フードバンクの取扱量拡大のためのコンサルティング、
食品企業とのマッチング等を行う専門家派遣等を実施
 - ② 政府備蓄米の活用拡大
子ども食堂等への無償交付について民間団体の活用を拡大

第3章 内外の環境への対応

1. 国際環境の変化への対応

（4）食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。

気候変動に対応しつつ人口減少に伴う国内市場縮小や農林漁業者減少等の課題克服に向け、人材育成を始め農林水産業の持続可能な成長のための改革を更に進める。

みどり戦略の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進める。

国内生産の維持・拡大のためにも、改訂輸出戦略等に基づき、オールジャパンで輸出に取り組む認定輸出促進団体、輸出産地・事業者を支援するGFP、輸出支援プラットフォームの体制や活動支援等を強化する。

中山間地域等を含めた生産基盤の確保・強化、農山漁村の活性化に向け、スマート農林水産業の実装加速化、支援サービス事業の育成等の推進、改正基盤法による地域計画の策定、農地バンクを活用した農地の集積・集約化、担い手等の確保等の推進、デジタル技術を活用した農山漁村の課題解決のための枠組みの創設を行う。土地改良事業により農地の大区画化や汎用化・畑地化を進めるとともに、鳥獣対策、家畜疾病対策を推進する。地域食材を活用した高付加価値化を始め食品産業の持続可能な取組を進める。

再造林促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定的・持続的な供給体制の構築、CLT等の木材利用拡大を進める。

着実な資源管理、養殖業の成長産業化、漁業者の経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の振興等を進める。

V. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

①食料安全保障の確立に向けた、みどりの食料システム戦略など農林水産業の振興

我が国の食料安全保障の確立に向けて、足腰の強い農林水産業を構築することで、食料自給率の向上を図る。化学肥料原料や飼料の国際価格が高い水準で推移しているため、これらの安定的な調達を含め、対策の構築等の検討を進める。

i) みどりの食料システム戦略の実施

化学農薬・肥料の利用の低減や有機農業を推進し、生産段階における環境負荷低減の効果が消費者に的確に評価されるよう見える化を進める等、生産から消費に至る各段階の取組を推進する。

ii) 農林水産物・食品の輸出拡大

農林水産物・食品の輸出について、2030年5兆円の目標達成に向け、2025年2兆円の達成を目指す。品目別の輸出促進団体を認定して需要開拓等を支援するとともに、輸出向けの施設整備等を支援し、輸出にチャレンジする事業者の投資を促進する。

iii) スマート農林水産業

デジタルを活用した農林水産業の成長産業化を通じて、若者に魅力のある産業にしていく。このため、スマート農業機械のシェアリングを行う農業支援サービスの育成・支援や人材育成を進め、デジタル技術を実装するスマート農林水産業を推進する。関係者が参加する地域コンソーシアムを形成し、デジタル実装の局面を点から面へと広げる。

1. 食料安全保障の確立

コロナ・ウクライナ情勢等により顕在化したリスクを踏まえて、カーボンニュートラルの取組と合わせ、過度な輸入依存からの脱却など、我が国の食料安全保障の強化に向けて、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」を速やかに実施するとともに、以下の対策について検討を行い、直面する危機に万全に対応するために必要な施策を実施する。

- ① 肥料価格の急激な高騰への対策の構築等の検討をはじめ、燃油・飼料等の価格高騰対策、調達国の多角化や肥料原料の備蓄など肥料の安定確保体制の構築、堆肥等の国内資源の有効活用
- ② 輸入依存穀物（小麦・大豆・トウモロコシなど）の増産、備蓄の検証等
- ③ 米粉の需要拡大・米粉製品の開発、食品産業の国産原料への切替促進等
- ④ みどりの食料システム戦略（カーボンニュートラル等）の推進
- ⑤ 食料安全保障に資する中山間地域等の振興
- ⑥ 産地・食品産業が一体となった輸出促進
- ⑦ カーボンニュートラルの実践や安定的かつ持続的な国産材供給体制の構築に向けた森林・林業・木材産業の振興
- ⑧ 資源管理の着実な実施に向けた水産業の振興

その上で、将来を見据えた食料安全保障の強化に向け、人と農地、消費者、フードシステム・価格形成、条件不利地域、研究開発、国土強靱化、環境との調和など、幅広い観点で中長期的な課題の検討を行う。

その際、改めて食料安全保障上のリスクの分析・評価、現行施策の検証を進め、不測の事態を想定した具体的な対応・施策の構築の検討を進めるとともに、令和4年秋から食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の検証作業を本格化し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手する。

1 背景・目的

我が国の食料の生産や供給をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、特に近年、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアによるウクライナ侵略といった新たなリスクの発生により、食料安全保障上の懸念は高まりつつある。

このため、「食料安全保障に関する省内検討チーム（チーム長：武部副大臣）」を立ち上げ、将来にわたって我が国の食料安全保障を確立するために必要な施策の検討に資するよう、食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因（リスク）を洗い出し、包括的な検証を行った。

2 検証方法

リスク管理の国際規格である「IS031000」に準拠しつつ、専門家（食料安全保障アドバイザリーボード）の意見を参考にして、以下のとおりリスク検証を実施した。

（1）リスクの特定

我が国の農林水産物・食品の安定供給に影響を与える可能性のあるリスクの洗い出しを行い、国内におけるリスク10種、海外におけるリスク15種の計25種のリスクを対象として選定。

（2）対象品目の選定

食料・農業・農村基本計画において生産努力目標を設定している24品目※1を基本とした上で、食料産業4業種※2及び林業（木材）等を合わせた32品目を対象として選定（カロリーベースで98%をカバー）。

※1:24品目に関連して砂糖類（輸入）、飼料穀物、植物油脂・油脂原料（輸入）を追加 ※2:食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業

（3）リスク分析

検証対象の25種のリスクについて概況を定量的、定性的に分析・整理した「リスクシート」を作成した上で、対象32品目について、各リスクの「起こりやすさ」と「影響度」を分析。

（4）リスク評価

リスク分析の結果を基に、品目毎に、起こりやすさを5段階、影響度を3段階で評価し、①重要なリスクと②注意すべきリスクを特定。

食料の安定供給に関するリスク検証の結果について②

(1) 我が国の食料供給の概観（カロリーベース）

<国産37%・輸入63%を国別・品目別に分解>

食料供給の現状を俯瞰してみると、我が国の供給カロリー（令和2年度：2,269kcal/人・日）のうち37%は国内生産によって賄われているが、この裏返しでもある残りの63%は海外から輸入する農林水産物・食品に頼っていることとなる。この海外からの供給分をより詳細に分析するため、各国・地域からの輸入量で按分して試算したものが図1の国別構成となっている。

<国産と輸入の上位4ヶ国で全体9割近くを占める>

供給カロリーの多い順に、米国（23%）、カナダ（11%）、豪州（8%）、ブラジル（6%）となり、国産とこれら主要4ヶ国分とを合わせると、供給カロリーの約9割（85%）を占めている。これら4ヶ国はいずれも国土面積が広大で、とうもろこし、小麦、大豆、なたね等の穀物や油糧種子、飼料作物といった土地利用型作物と、それを活かした畜産物が主な輸入品目となっている。現在の私たちの食生活を前提として、今後の食料供給の安定性を維持していくためには、これらの輸入品目の国産への置き換えを着実に進めるとともに、主要輸入先国との関係を維持していくことも必要不可欠となる。

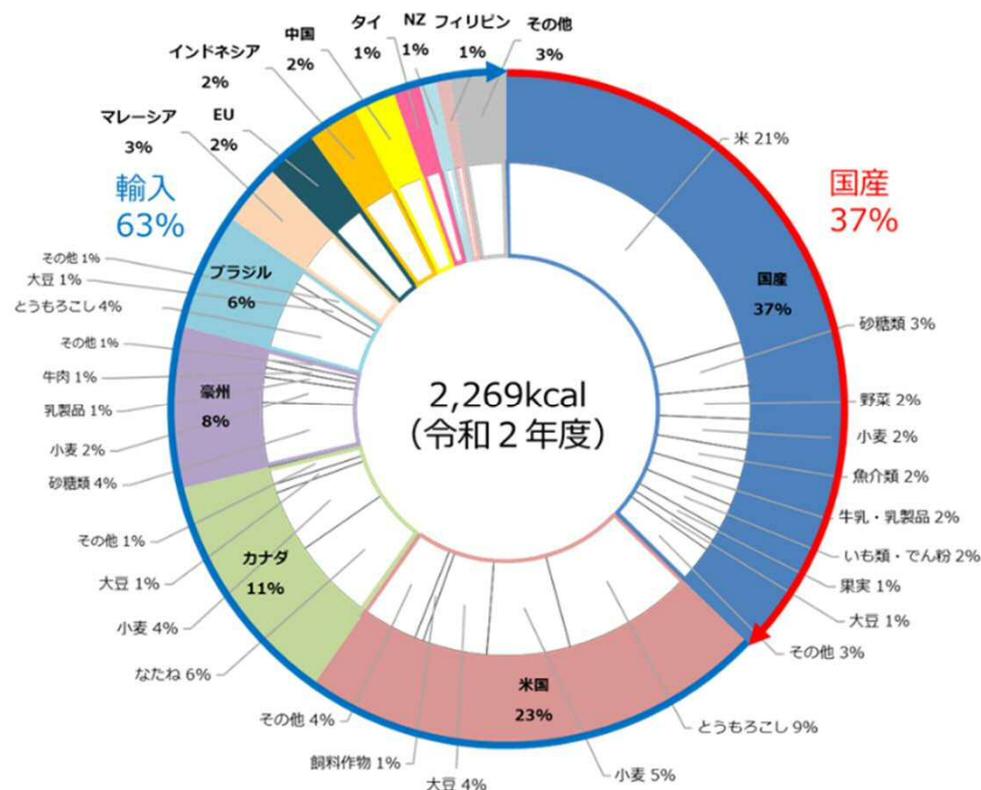


図1：我が国の供給カロリーの国別構成（試算）：令和2年度

＜主要作物の輸入先は特定国に限定＞

海外からの輸入量の多いとうもろこし、小麦、大豆、なたねについて、国別の割合を示したのが図2である。
米国、カナダ、豪州、ブラジルと言った特定の輸入先国に限定されており、このことが安定的な輸入を支えている一方で、特定国への過度な依存というリスクにもなっている。

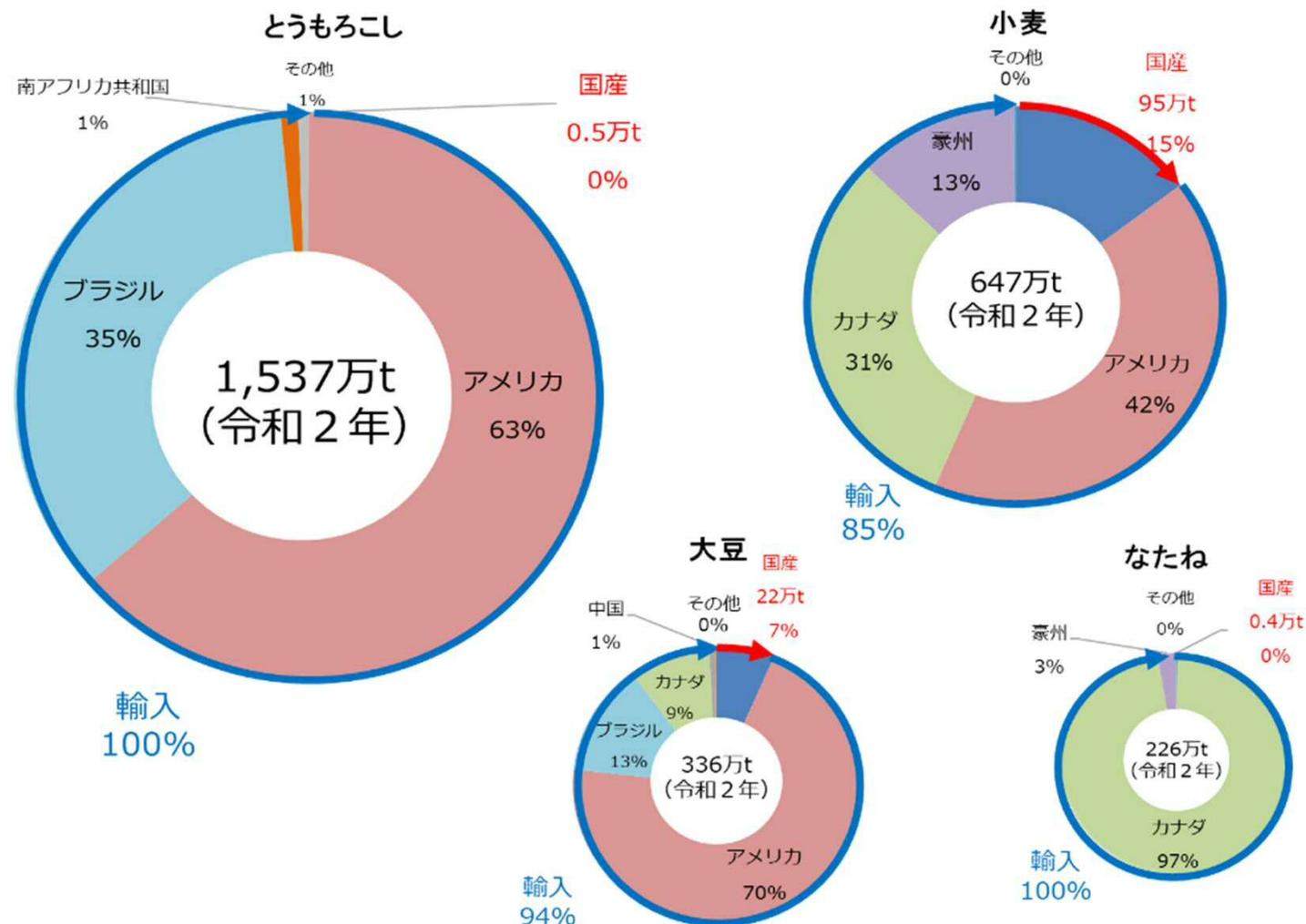


図2：国内消費に占める国産、海外輸入割合：令和2年度

(2) 主な検証結果

＜輸入品目(飼料穀物等)では価格高騰リスクが顕在化、供給量の減少リスクも＞

輸入品目については、世界的な食料需要の高まりや昨今の国際情勢等によってその国際価格が高騰している。輸入割合の高い主要な品目のうち、特に飼料穀物や木材については価格高騰のリスクは顕在化しつつあり、「重要なリスク」と評価した。また、小麦・大豆・なたねでは、価格高騰リスクの「起こりやすさ」は中程度であるが、その影響度が大きく、「重要なリスク」と評価した。

一方、供給量減少のリスクについては、これらの品目では、我が国の輸入量は相手先国の生産量や輸出量に比べて少ないこと等から、その「起こりやすさ」は、基本的に価格高騰のリスクよりも低いか同等となった。

＜野菜・果実・畜産物・水産物等では労働力不足のリスク、関係人材・施設の減少リスクは多くの品目で顕在化＞

労働力・後継者の不足に関するリスクは、手作業が多く労働集約的な品目(野菜、果樹等)でその「起こりやすさ」が高まっており、特に畜産物、水産物等については顕在化しつつある。これらの品目では総じて影響度も大きく、「重要なリスク」と評価した。一方、土地利用型作物など一定程度機械化が進んでいる品目については、「起こりやすさ」、影響度ともに比較的小さくなると評価した。

また、自治体や団体など農業者以外の関係人材や施設の減少によるリスクについては、多くの品目で顕在化しつつあり、「注意すべきリスク」と評価した。

(2) 主な検証結果（続き）

＜輸入に依存する燃油・肥料・飼料穀物の価格高騰リスクは重大なリスク＞

生産資材に関するリスクを見ると、燃油や肥料、飼料穀物といった原材料への輸入依存度が高い生産資材の価格高騰等のリスクは、飼料穀物では顕在化しつつあり、燃油や肥料ではその「起こりやすさ」が高まっている。影響度については、その生産資材の使用割合によって品目毎に異なり、例えば、飼料穀物や肥料は生産に必須とも言えることから総じて影響度も大きく、燃油は経営費に占める燃料費の割合が高い品目（野菜、茶、水産物、きのこ類等）において影響度が大きくなった。その結果、飼料穀物、肥料の価格高騰等のリスクは「重要なリスク」と評価し、燃油の価格高騰等のリスクについては、燃油費の割合が高い品目について「重要なリスク」と評価した。

また、種子・種苗のうち稲、麦、大豆等の種子についてはほぼ国産である一方で、野菜の種子については、輸入割合が9割と高いものの、日本の種苗会社が日本の市場向けに海外で生産しているものであり、リスク分散の観点から複数国で生産していることや、約1年分を国内で備蓄している等の影響度を下げするための取組が行われているなど、概して種子・種苗に関するリスクは「起こりやすさ」や影響度ともに大きいわけではないと評価した。

＜温暖化リスクはほとんどの品目で顕在化、家畜伝染病リスクは重大なリスク＞

温暖化や高温化のリスクについては、さとうきびと飼料作物・飼料穀物を除く全ての品目で顕在化しつつあり、「注意すべきリスク」と評価し、特に、海水温の影響を受けやすい水産物では「重要なリスク」と評価した。

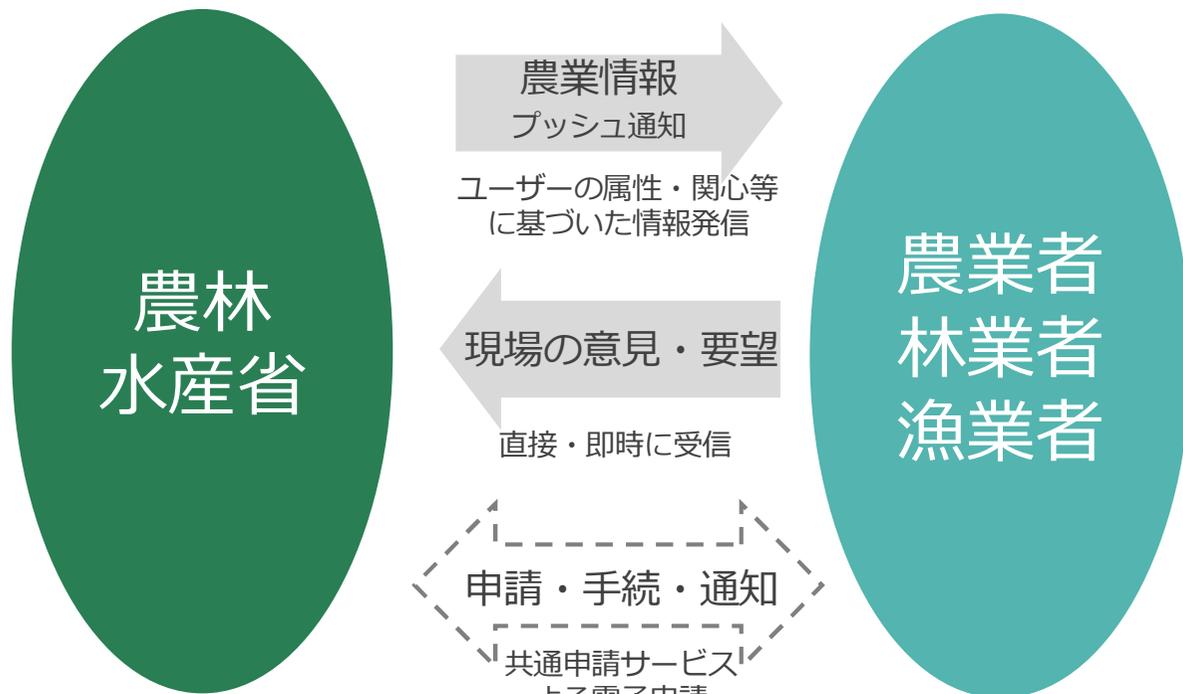
家畜伝染病のリスクについては、水際対策の強化を図っているものの、口蹄疫やアフリカ豚熱が近隣諸国で継続的に発生しており、その起こりやすさが高まっていることに加え、発生した場合の影響度が大きいことから「重要なリスク」と評価した。

農林水産省農林漁業者向けアプリ

MAFFアプリ

ユーザー属性に応じたプッシュ型の情報発信や、政策への意見や現場の要望のリアルタイムな吸い上げ（情報の受信）等、農業者との間で直接・即時の情報受発信を実現。

※2022年4月からは、林業者、漁業者に向けた情報発信を開始！！



農林水産省から発信する関連情報は、APIを経由して民間サービスでも受信可能。

農林水産省から農林水産業に役立つ情報が直接届く。

政策情報等を直接配信

農林水産省からユーザー（農林漁業者等）のスマートフォンに、農林水産業に役立つ政策情報やイベント情報などを記事形式で直接配信。

ユーザーの作目や関心事項に応じた記事が届く

記事に付加されたタグ（分野・作目・地域・カテゴリ）と、ユーザーが登録するプロフィール情報や関心事項をマッチングすることで、ユーザーが必要とする情報を表示。

大切な情報はプッシュ通知でお知らせ

特に重要な情報や緊急的な情報については、ユーザーのスマートフォンにプッシュ通知でお知らせ。



現場の情報を農林水産省に直接届ける。

現場の情報を直接、農林水産省に共有：「マップちよく」

農林水産省からのアンケートへの回答や、画像付きで現場の情報を農林水産省に直接送付できる「マップちよく」機能を実装。

様々な手続・申請をオンラインで可能に：「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」

現在、紙ベースで行われている様々な手続・申請をオンラインで行える「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」※と連携。

※ 今後、対象手続を順次拡充予定。